

1 学校管理下でケガ・災害が起きた場合

◎独立行政法人日本スポーツ振興センター

学校管理下において発生した災害で、下記のものに対して医療費、障害見舞金または死亡見舞金が支給される。

(1) 災害の種類

- ア 負傷（療養に要する医療費の総額が 5,000 円以上のもの）
- イ 障害（負傷してその負傷が治ったときに存する身体障害をいう）
- ウ 死亡（負傷し、これにより死亡した場合）

(2) 学校管理下とは

- ア 授業中
- イ 学校の教育計画に基づく課外活動中
- ウ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- エ 通常の経路及び方法による通学中
- オ 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中

(3) 掛 金

各年度で定められた掛金を納入する。

◎岐阜県高等学校安全振興会

(1) 目 的

岐阜県高等学校及び特別支援学校高等部の学校管理下における生徒の事故等に関して必要な給付を行い、学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(2) 給付の種類

- ア 傷病共済金
- イ 障がい共済金
- ウ 義歯共済金
- エ 香料（学校管理下、学校管理下以外を問わず）

(3) 負担金

各年度で定められた負担金を納入する。

◎緊急時の対応

(1) 警報発表時の対応基準

岐阜地方气象台から岐阜市（学校が所在する地域）、生徒の居住する地域、通学する経路の地域に警報（＊１）が発表された場合の対応は、以下のとおりとする。

＊１ 警報とは、特別警報、大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪警報のことを言う。

ア 登校前に警報が発表されている場合、次のように対応する。

(ア) 岐阜市（学校が所在する地域）に警報が発表されている場合、下記(a)、(b)、(c)に従う。

(a) 始業時刻（８：２５）の２時間前（６：２５）までに解除された場合
→通常通りの授業を行う

(b) 始業時刻の２時間前（６：２５）より午前１１時までに解除された場合
→解除後２時間を経てから授業を開始する

(c) 当日午前１１時以降に解除された場合
→当日の授業を中止し、家庭学習とする

(イ) 生徒が居住する地域及び通学する経路の地域に警報が発表されているが、岐阜市（学校が所在する地域）に警報が発表されていない場合、下記(d)、(e)、(f)に従う。この場合、学校では授業が行われるが、当該生徒は公欠扱いとする。

(d) 始業時刻（８：２５）の２時間前（６：２５）までに解除された場合
→通常通り登校し授業を受ける

(e) 始業時刻の２時間前（６：２５）より午前１１時までに解除された場合
→解除後登校し授業を受ける

(f) 当日午前１１時以降に解除された場合
→当日は公欠とする

※ただし、(a)(b)(d)(e)の場合、道路の冠水、河川の増水等により危険な場合や交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は、登校に及ばない。

また、警報発表が予想され、登校に危険があると判断される場合は、登校に及ばない。これらの場合、必ず学校に連絡する。

イ 登校中に警報が発表された場合、次のように対応する。

(a) 警報発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。しかし、

学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に待機してもよい。

- ウ 登校後に警報が発表された場合、以下に基づき学校の指示に従う。
- (a) 警報発表中、及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則（＊2）とする。
＊2 特別警報発表時には「原則」ではなく、「必ず」学校待機とする。
 - (b) 警報発表後に帰宅する場合は、警報解除後を原則とする。
※ただし次の場合は警報発表中に帰宅する場合もある。
 - 1) 保護者の迎えがある場合
 - 2) 安全に帰宅できると判断される場合
 - (c) 下校時刻が通常と変更になる場合、学校から家庭へ連絡する。
 - (d) 帰宅する場合、自宅へ到着したことを以下の方法で学校へ連絡する。

(2) 帰宅確認メールによる報告

学校から配信される帰宅確認メールのリンクにアクセスする。

(3) 電話による報告（帰宅確認メールによる報告ができない場合）

学校に電話で学年、クラス、氏名とともに帰宅したことを伝える。

☎058-231-6628

(4) その他

- ア 現在、気象警報は市町村ごとに発表されているので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意する。
- イ 警報発表時や発表が予想される場合は、学校からの情報に注意する。

◎地震時（大規模）の対応

ア 登校に関して

- (ア) 震度5以上の地震が発生した場合は、自宅又は安全を確保できる場所に待機を原則とする。
- (イ) 登校途中に発生した場合は、直ちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅又は学校、指定避難場所など安全な場所に移動し待機する。
- (ウ) 休校及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認して校長が決定し、生徒・保護者に示す。

イ 下校に関して

- (ア) 在校中に震度5以上の地震が発生した場合は、学校待機を原則とする。
- (イ) 校長は公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認し、生徒の下校について判断する。下校させる場合は、保護者への引き渡しを原則とするが、被害が軽微で安全が確認できた地域については自力での帰宅を認め、必要に応じて帰着確認を行う。
- (ウ) 下校途中に地震が発生した場合は、登校途中に発生した場合に準じる。

ウ 情報の把握・伝達に関して

- (ア) 震度5以上の地震が発生した場合は、情報を把握する本部（総務係）を置き、情報を収集、把握し、遅滞なく教職員に伝達する。
- (イ) 生徒・保護者に対して連絡方法を事前に複数確保しておく。（一斉メール、緊急連絡網、災害用伝言ダイヤル、ホームページ等）
- (ウ) 家族同士の連絡の取り方、最寄りの避難所の場所・道順などについて家庭で確認しておく。